別添６　肉用牛広域流通体制持続化支援事業

第１　事業の内容

公募団体のうち、全国又は地域において肉用牛の流通体制の効率化を推進する団体（以下「公募団体Ｆ」という。）は、次に掲げる事業を行うものとする。また、公募団体Ｆは、第２の１に規定する取組主体が１及び２の事業を行う場合には、その実施に要する経費を補助するものとする。

１　流通体制効率化等推進事業

既存の輸送方法の効率性向上や持続的な流通体制の確保を図るため、陸上輸送と海上輸送等との組合せに必要となる設備・機器等の導入、陸上輸送におけるリレー輸送に必要な中継係留施設等の整備、施設の改造に必要な資材の支給及び器具機材の導入（この項によりこの事業の実施に要する経費を補助する対象となるものを「補助対象施設等」という。以下同じ。）

２　流通体制転換実証事業

陸上輸送と海上又は鉄道輸送の組合せや陸上輸送における中継拠点を活用したリレー輸送による流通体制の転換等流通体制の持続化を図るための次に掲げる取組

（１）検討会の開催

（２）優良事例の調査

（３）実証試験等の実施計画の策定

（４）（３）の実施計画に基づく取組の実施（輸送試験、最適な作業手順及び配車計画等の検討、既存の輸送方法とのコストやトラック拘束時間等の比較、アニマルウェルフェアに対応した輸送方法の検討、中継拠点の運営方法の検討、ドライバーの育成方法や家畜輸送のマニュアル化の検討等）

（５）　実証試験報告書等の作成

３　事業の推進指導等

１及び２の事業を円滑に実施するための会議の開催、事例調査及び推進指導

第２　事業の要件等

１　取組主体

（１）この事業の取組主体は、農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人、一般財団法人、（２）に定める要件を満たす協議会その他理事長が適当と認める団体とする。

（２）（１）の協議会は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　生産者の組織する団体で代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものが中心となり、貨物運送事業者（肉用牛の輸送をする貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者、鉄道事業者、海上運送事業者又は港湾運送事業者をいう。）等の生体家畜の流通に係る関係者との間で組織される協議会であること。

イ　協議会の運営を行うための事務局を設置しており、かつ、名称、目的、

所在地、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

２　広域流通

この事業の対象とする広域流通とは、以下のいずれかに該当する肉用牛の移動をいう。

（１）複数の都道府県を通過する肉用牛の輸送及び都道府県内における肉用牛の輸送であっても長時間を要する輸送であって、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成３０年法律第７１号）に基づき２０２４年度から適用されたトラックドライバーの時間外労働の上限規制等により流通体制の転換が必要となっている肉用牛の移動

（２）離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条第１項の規定により指定された離島振興対策実施地域、沖縄県、鹿児島県奄美市及び同県大島郡（以下「離島等」という。）と島外（当該離島等と同一の都道県に属する地域を含む。）の間における海上輸送を伴う肉用牛の移動

３　中継係留施設

この事業で補助対象となる中継係留施設は、次の（１）から（３）までのいずれかに該当する施設とする。

（１）肉用牛の移出地及び移入地の都道府県を除いた輸送区間内に所在する都道府県に整備する中継係留施設

（２）肉用牛の移出地の都道府県内にある複数の畜産農家の家畜を集積する場合等に必要な当該都道府県内における中継係留施設

（３）肉用牛の移入地の都道府県内で、輸送してきた肉用牛を複数の畜産農家に輸送する場合等に必要な当該都道府県内における中継係留施設

４　補助対象施設等の管理等

（１）公募団体Ｆ又は取組主体は、第１の１の事業により導入し、又は整備した補助対象施設等の管理等を次のとおり行うものとする。

ア　公募団体Ｆは、補助金の収支や資産管理等の会計処理を行う。取組主体が補助対象施設等を導入し、又は整備する場合も同様とする。

イ　公募団体Ｆは、補助対象施設等を導入し、又は整備する前に補助対象施設等に係る管理・利用規程を定める。取組主体が補助対象施設等を導入し、又は整備する場合も同様とする。

ウ　公募団体Ｆは、導入し、又は整備する補助対象施設等を構成員に貸し付ける場合は、当該構成員との間で貸付契約を締結する。取組主体がその構成員に貸し付ける場合も同様とする。

（２）公募団体Ｆは、補助を受けた取組内容の金額が分かる領収書等の写し及び貸し付けた場合の貸付契約書の写しを第６の実績報告書に添付するものとする。

（３）補助対象施設等の貸付けの取扱い

ア　（１）のウに規定する貸付契約を締結する場合の貸付期間は、独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成１６年４月８日付け１６農畜機第１２３号）に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。ただし、処分制限期間が１０年未満のものにあってはその期間に０．７を乗じ、１年未満を切り捨てて得た期間まで、１０年以上のものにあってはその期間に０．６を乗じ、１年未満を切り捨てて得た期間まで、それぞれ貸付期間を短縮できるものとする。

イ　取組主体は、アのただし書により貸付期間を短縮する場合は、補助対象施設等の処分制限期間が満了するまで、借受者たる構成員が引き続き当該補助対象施設等を管理利用し、かつ、この要綱に定める補助条件を継承する場合に限り、当該構成員に当該補助対象施設等を譲渡できるものとする。

ウ　取組主体は、イの規定により補助対象施設等を譲渡しようとする場合は、公募団体Ｆを通じてあらかじめ理事長の承認を受けるものとする。

５　第１の２の事業において、実証に必要な設備・機器及び施設のうち「畜産業振興事業の実施について」の１４の（６）で機構理事長が定める財産（取得価格又は効用の増加価格（消費税等相当額を含まない。）が５０万円以上の機械及び器具をいう。）に該当するものについては、借上げにより実施することとする。

６　第１の２の事業を実施した公募団体Ｆ又は取組主体は、実証試験報告書等を活用して、地域又は全国を区域とした報告会等を開催し、モーダルシフトやリレー輸送等流通体制の持続化に資する取組の普及に努めるものとする。

第３　事業の実施

１　事業実施要領の作成

公募団体Ｆが第１の１及び２の事業により取組主体に経費を補助する場合は、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、補助金の交付手続、消費税及び地方消費税の取扱い等を定めた実施要領を作成して、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

２　事業実施計画の作成

（１）取組主体は、事業の実施に当たっては、事業実施計画を作成し、公募団体Ｆに提出するものとする。公募団体Ｆは、提出された事業実施計画を取りまとめの上、自らの事業実施計画とともに別紙様式第１号の肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛広域流通体制持続化支援事業）事業実施計画承認申請書を作成し、理事長の承認を得るものとする。

（２）公募団体Ｆは、第１の１の事業を実施する場合にあっては、あらかじめ事業実施要領及び事業実施計画を作成した上で、補助対象施設等の所在地を管轄する都道府県知事に協議するものとする。

（３）都道府県知事は、事業実施計画に中継係留施設等の整備を含むものについ

て（２）の協議を受けた場合には、速やかに当該補助対象施設等の所在地を管轄する地方農政局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長、北海道にあっては農林水産省畜産局長）に意見を求めるものとする。

３　事業実施計画の変更

公募団体Ｆは、事業実施計画が承認された後、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第２号の肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛広域流通体制持続化支援事業）実施計画変更承認申請書を作成の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。この場合には、２の（２）及び（３）の規定を準用する。

（１）事業の中止又は廃止
（２）取組主体の変更
（３）事業費の３０％を超える増減
（４）補助金の増又は３０％を超える減
（５）設置場所の変更

４　都道府県への報告

公募団体Ｆは、第５の１及び２並びに第６により申請書等を理事長に提出した後、都道府県知事にその写しを送付するものとする。

５　事業の委託

公募団体Ｆは、第１の事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。この場合、当該委託については、委託契約を締結するものとする。

６　みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

（１）公募団体Ｆは、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和６年１２月２０日付け６環バ第２７８号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づき、交付申請時に当該通知別添の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）（以下「環境負荷低減チェックシート」という。）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、環境負荷低減チェックシートを機構に提出するものとする。

また、実績報告時には、当該環境負荷低減チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを機構に提出するものとする。

（２）取組主体は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」に基づき、当該通知別添の環境負荷低減チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、環境負荷低減チェックシートを公募団体Ｆに提出するものとする。

また、実績報告時には、当該環境負荷低減チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを公募団体Ｆに提出するものとする。

（３）公募団体Ｆは、取組主体から当該環境負荷低減チェックシートを収集し、その一覧を第５の１の交付申請時、第５の２の変更承認申請時及び第６の実績報告時に機構へ提出するものとする。一覧には、取組主体の団体名及び住所（都道府県）の情報を含めることとする。

７　事業の実施期間

この事業の事業実施期間は、令和７年度とする。

第４　機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率又は額により、公募団体Ｆが第１に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第５　補助金交付の手続等

１　補助金の交付申請

公募団体Ｆは、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第３号の肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛広域流通体制持続化支援事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

２　事業の変更承認申請

公募団体Ｆは、補助金交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第４号の肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛広域流通体制持続化支援事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

（１）事業の中止又は廃止

（２）事業費の３０％を超える増減

（３）補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

３　補助金の概算払

（１）理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。

（２）公募団体Ｆは、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第５号の肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛広域流通体制持続化支援事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

４　事業遂行状況の報告

（１）公募団体Ｆが第１の１の事業を実施する場合は、この事業の遂行状況に関し、補助金の交付の決定があった年度の１２月３１日（以下「遂行状況報告対象日」という。）現在において、別紙様式第７号の肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛広域流通体制持続化支援事業）遂行状況報告書を作成し、当該年度の１月３１日までに理事長に提出するものとする。ただし、３の規定

による補助金概算払請求書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

（２）遂行状況報告対象日までに事業が完了するとき又は補助金の交付決定があった日が遂行状況報告対象日以降のときは、（１）の定めにかかわらず、公募団体Ｆは、第６の規定による実績報告書の提出をもって事業遂行状況の報告に代えることができるものとする。

第６　事業の実績報告

公募団体Ｆは、別紙様式第６号の肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛広域流通体制持続化支援事業）実績報告書を作成し、事業の完了した日から起算して１か月を経過した日又は補助金交付決定通知のあった年度の翌年度の４月２０日のいずれか早い期日（事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して１か月を経過した日）までに理事長に提出するものとする。

第７　運営状況の報告

公募団体Ｆは、第１の１の事業により整備した補助対象施設等（取得価格又は効用の増加価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。）が５０万未満の機械及び器具を除く。）にあっては整備が完了した年度の翌年度から起算して５年間は、毎年度、別紙様式第８号の肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛広域流通体制持続化支援事業）運営状況報告書を遅滞なく作成し、６月３０日までに理事長に報告するものとする。

第８　消費税及び地方消費税の取扱い

１　補助金交付申請書提出時の取扱い

公募団体Ｆは、機構に対して第５の１の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

２　事業実績等の報告時の取扱い

公募団体Ｆは、１のただし書により申請をした場合において、第６の事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　消費税等相当額が確定した場合の取扱い

公募団体Ｆは、１のただし書により申請をした場合において、第６の事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第９号の肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛広域流通体制持続化支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（２の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（公募団体Ｆの仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第１５条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年６月３０日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第９　事業の推進指導等

１　公募団体Ｆは、農林水産省、機構及び都道府県の指導の下、取組主体、関係機関、関係団体等との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

２　取組主体は、公募団体Ｆ及び都道府県の指導の下、関係機関、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

３　都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、事業の趣旨、内容等の周知徹底、公募団体Ｆ及び取組主体に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。

第１０　帳簿等の整備保管等

１　公募団体Ｆは、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して５年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、処分制限期間が経過するまで、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。

２　１に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

３　理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、公募団体Ｆに対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

（別表）

事業の種類	補助対象経費	補助率 又は額
１　流通体制効率化等推進事業	陸上輸送と海上輸送等との組合せに必要となる設備・機器等の導入、中継係留施設等の整備、施設の改造に必要な資材の支給及び器具機材の導入に要する経費	１／２以内
２　流通体制転換実証事業	（１）検討会の開催 （２）優良事例の調査 （３）流通体制の持続化に係る実証試験等の実施計画の策定 （４）（３）の実施計画に基づく取組の実施（輸送試験、最適な作業手順及び配車計画等の検討、既存の輸送方法とのコストやトラック拘束時間等の比較、アニマルウェルフェアに対応した輸送方法の検討、中継拠点の運営方法の検討、ドライバーの育成方法や家畜輸送のマニュアル化の検討等） （５）実証試験報告書等の作成	定額 ただし、公募団体Ｆ又は取組主体ごとに 2,500 千円を補助の上限とする。
３　事業の推進指導等	１及び２の事業を円滑に実施するための会議の開催、事例調査及び推進指導等	定額

別紙様式第１号

令和　　年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛広域流通体制持続化支援事業）実施計画承認申請書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　所
団体名
代表者名

令和　　年度において肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛広域流通体制持続化支援事業）を下記のとおり実施したいので、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添６の第３の２の（１）の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

（注）申請書の記の記載は、取組ごとに次に掲げる様式とする。

別紙様式第１号の別紙１　流通体制効率化等推進事業実施計画書
別紙様式第１号の別紙２　流通体制転換実証事業実施計画書
別紙様式第１号の別紙３　事業の推進指導等実施計画書

別紙様式第１号の別紙１

令和　年度流通体制効率化等推進事業実施計画書

１　事業の目的

２　取組主体の概要

取組名	所在地	資本構成・比率	事業内容	沿革	役員及び氏名	備考
		(%)				

注　公募団体Ｆ及び取組主体から構成員への貸付けや業務委託等の理由により取組主体と設備・施設の運営主体が異なる場合は、運営主体の概要をこれに準じて作成すること。

３　事業の内容

（１）　取組の概要

取組主体名	設備・機器及び施設の名称	設備・機器及び施設の所在地	対象範囲	敷地面積	用地取得方法	着工（着手）及び竣工（完了）予定年月日	備考
				㎡			

注１　用地の確保が使用収益権による場合は、用地取得方法欄に内容及びその期間を記載すること。
　２　公募団体Ｆが自ら実施する場合は、取組主体名に公募団体名を記載すること。
　３　当該計画に係る家畜輸送に取組主体と別の団体等も携わる場合は、備考欄にその名称を記載すること。

（２）　輸送計画

取組主体名	輸送経路・手段等	
	事業実施以前	
	事業実施以後	

注１　可能な限り定量的なデータを交えつつ事業の目的及び要件等に適合していることが分かるように記載すること。
　２　必要に応じて別紙を用いて、詳細かつ具体的に記載すること。
　３　本事業を活用して導入する機器・設備及び整備する施設との関連性を明確に記載すること。

（３）　整備等計画

取組主体名	取組内容		規模	補助率	事業費	積算基礎				負担区分	
	区分	内容				費目	員数	単価	金額	補助金	その他
合　　計											

注１　取組内容の区分の欄は、設備・機器等の導入、中継係留施設等の整備、資材支給、器具機材の導入の区分を記載し、内容の欄には整備や導入をする施設や設備・機器等について具体的に記載すること。

２　員数には単位を明確にして記載すること。

３　取組主体と施設の運営主体が異なる場合は、取組主体名の下にかっこ書きで運営主体名を記載すること。

４　規模欄には、本事業を活用して導入した設備・機器及び整備した施設の１回当たりの輸送頭数又は飼養可能頭数を記載すること。

５　既存施設がある場合は、既存施設の詳細が分かる資料を添付すること。

（４）　運営計画

取組主体	規模	輸送経路	前年度 （○年度）	初年度 （○年度）	２年度 （○年度）	３年度 （○年度）	４年度 （○年度）	５年度 （○年度）	備考
		計							

注１　輸送経路ごとに年間輸送計画頭数を記載すること。

２　規模欄には、本事業を活用して導入した設備・機器及び整備した施設の１回当たりの輸送頭数又は収容可能頭数を記載すること。

４　添付書類

（１）要綱別添６の第３の２の（２）に基づく都道府県知事との協議が整ったことを証する書類及び同２の（３）に基づく地方農政局長等の意見書

（２）事業費の積算根拠資料

（３）定款

（４）最近時点の業務報告書及び業務計画書

（注１）添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

（注２）複数の取組を実施する場合は重複する添付書類については、当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第１号の別紙２

令和　年度流通体制転換実証事業実施計画書

１　事業の目的

２　取組主体の概要

取組名	所在地	資本構成・比率	事業内容	沿革	役員及び氏名	備考
		（%）				

注　公募団体Ｆ及び取組主体から構成員への貸付けや業務委託等の理由により取組主体と設備・施設の運営主体が異なる場合は、運営主体の概要をこれに準じて作成すること。

３　事業の内容

（１）　取組の概要

取組主体名	実施内容	輸送拠点の所在地	対象地域	実証試験対象頭数	実施期間	備考

注１　公募団体Ｆが自ら実施する場合は、取組主体名に公募団体名を記載すること。
　２　当該計画に係る家畜輸送に取組主体と別の団体等も携わる場合は、備考欄にその名称を記載すること。
　３　輸送試験を計画に含む場合は、実施期間中の対象頭数を実証試験対象頭数欄に記載すること。

（２）　輸送計画

取組主体名	輸送経路・手段等	
	事業実施以前	
	事業実施以後	

注１　可能な限り定量的なデータを交えつつ事業の目的及び要件等に適合していることが分かるように記載すること。
　２　必要に応じて別紙を用いて、詳細かつ具体的に記載すること。

（３）　実証等計画

取組主体名	実施内容	実施時期	取組内容	費目	事業費	負担区分		備考
						補助金	その他	
合　　計								

注１　取組内容は実施時期ごとに要綱別表の項目を記載すること。
　２　備考欄に積算基礎を記載すること。
　３　リース事業者等からの借上げにより実施する費目については、備考欄に明記すること。

４　添付書類
（１）要綱別添６の第３の２の（２）に基づく都道府県知事との協議が整ったことを証する書類及び同２の（３）に基づく地方農政局長等の意見書
（２）事業費の積算根拠資料
（３）定款
（４）最近時点の業務報告書及び業務計画書
（注１）添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
（注２）複数の取組を実施する場合は重複する添付書類については、当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第１号の別紙３

令和　年度事業の推進指導等実施計画書

実施時期	内容	費目	事業費	負担区分		備考
				補助金	その他	
合　　計						

注１　「費目」は、会場借料、諸謝金及び原稿料、旅費、賃金、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費及び技術指導事務費等とし、「備考」に参加人数等の詳細を記載すること。

別紙様式第２号

令和　　年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛広域流通体制持続化支援事業）実施計画変更承認申請書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　所
団体名
代表者名

令和　　年　　月　　日付け　　農畜機第　　号で承認のあった実施計画について、下記の事由により変更したいので、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添６の第３の３の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

１　事業の目的

２　事業の内容
別紙「肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛広域流通体制持続化支援事業）実施計画」のとおり

（注）別紙様式第１号の別紙１から別紙３までに準じ、変更部分が容易に対照できるよう変更前を（　）書きで上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第３号

令和　　年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛広域流通体制持続化支援事業）補助金交付申請書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　所
団体名
代表者名

令和　　年度において肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛広域流通体制持続化支援事業）を下記のとおり実施したいので、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添６の第５の１の規定に基づき、補助金　　円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

１　事業の目的

２　事業の内容
別紙「肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛広域流通体制持続化支援事業）実施計画」のとおり

（注）別紙様式第１号の別紙１から別紙３に準じて作成すること。

３　事業に要する経費の配分及び負担区分

（単位：円）

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
１　流通体制効率化等推進事業 ２　流通体制転換実証事業 ３　事業の推進指導等				
合　計				

（注）事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を（　）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

４　事業実施期間

（１）事業着手年月日　　年　月　日

（２）事業完了予定年月日　　年　月　日

５　添付書類

（１）環境負荷低減チェックシート（又はその一覧）

（２）管理・利用規程（案）

別紙様式第４号

令和　　年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛広域流通体制持続化支援事業）補助金交付変更承認申請書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　所
団体名
代表者名

令和　年　月　日付け　農畜機第　　号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛広域流通体制持続化支援事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添６の第５の２の規定に基づき申請します。

記

１　変更の理由

２　事業の内容
別紙「肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛広域流通体制持続化支援事業）実施計画」のとおり

３　事業に要する経費の配分及び負担区分

（注）２及び３については、別紙様式第３号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう変更前を（　）書きで上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第５号

令和　　年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛広域流通体制持続化支援事業）補助金概算払請求書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　所
団体名
代表者名

令和　年　月　日付け　農畜機第　　号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛広域流通体制持続化支援事業）について、下記のとおり金　　円を概算払により交付されたく、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添６の第５の３の（２）の規定に基づき申請します。

記

１　概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況（令和年月日現在）			既概算払受領額	今回概算払請求額	令和年月日まで予定出来高	残額
	事業費	機構補助金	事業費	機構補助金	事業費出来高				
	①	②	③		③/①	④	⑤	(④+⑤)/②	②−④−⑤
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

（注）それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の概算払必要額の積算根拠として月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

２　振込先金融機関名等

金融機関名
預金種類
口座番号
口座名義

別紙様式第６号

令和　　年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛広域流通体制持続化支援事業）実績報告書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　所
団体名
代表者名

令和　年　月　日付け　農畜機第　　号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛広域流通体制持続化支援事業）について、下記のとおり実施したので、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添６の第６の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額　　円を支払われたく請求します。

記

１　事業の目的

２　事業の内容

別紙「肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛広域流通体制持続化支援事業）実績報告書」のとおり

３　事業に要した経費の配分及び負担区分

４　事業に係る精算額

（単位：円）

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求

５　事業実施期間

（１）事業着手年月日　　年　月　日

（２）事業完了年月日　　年　月　日

６　振込先金融機関名等

金融機関名

預金種類

口座番号

口座名義

７　添付書類

環境負荷低減チェックシート（又はその一覧）

注１　１～３については、別紙様式第３号に準じて作成すること。

２　３について、実績額の上段に計画額を（ ）書きし、計画と実績が比較できるようにすること。

３　事業の一部を委託して実施した場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を（　）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

別紙様式第７号

令和　　年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛広域流通体制持続化支援事業）遂行状況報告書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　所
団体名
代表者名

令和　　年　　月　　日付け　　農畜機第　　号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛広域流通体制持続化支援事業）の実施について、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添６の第５の４の（１）の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

交付決定額等		事業の遂行状況 （令和　年　月　日現在）			事業完了予定年月日
総事業費 A	交付決定額	総事業費 見込額 又は 契約額 B	見込比較 （B／A×100）	遂行状況	
千円	千円	千円	%	入札等実施日 年　月　日 契約日 年　月　日	

別紙様式第８号

令和　　年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛広域流通体制持続化支援事業）運営状況報告書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　所
団体名
代表者名

令和　　年度における肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛広域流通体制持続化支援事業）について、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添６の第７の規定に基づき、その運営状況を下記のとおり報告します。

記

１　事業名：令和　　年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛広域流通体制持続化支援事業）

２　取組主体等
名　称：
所在地：
施設の設置場所：

別紙様式第９号

令和　　年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛広域流通体制持続化支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　所
団体名
代表者名

令和　年　月　日付け　農畜機第　　号で交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛広域流通体制持続化支援事業）補助金について、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添６の第８の３の規定に基づき、下記のとおり報告します。
（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額　　円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

記

１　補助金適正化法第１５条の補助金の額の確定額
（令和　年　月　日付け　農畜機第　　号による補助金額の確定通知額）
金　　円

２　補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金　　円

４　補助金返還相当額（３－２）
金　　円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
　なお、公募団体Ｆが法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
・付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
・公募団体Ｆが消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

５　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

（　　）

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

６　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

（　　）

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
　なお、公募団体Ｆが法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・公募団体Ｆが消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料